

大阪市水道事業広報コンテンツ制作業務委託 募集要項

1 案件名称

大阪市水道事業広報コンテンツ制作業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的

本市の水道事業は、中長期的に見ると今後も人口減少や節水型社会の進展に伴う水需要の減により、給水収益の減少が続いていることは避けられない状況となっている。

一方で、昨今の物価上昇により更なる費用の増加が見込まれる中で、南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模地震等の災害への対策はますます急務となっており、引き続き浄配水施設や管路の耐震性強化・経年化対策を重点的に取り組むこととしている。

これらの取り組みには当然ながら多額の事業費が必要となるが、こうした厳しい経営環境にあっても、280万人を超える市民をはじめとしたお客さまに日々の生活や社会経済活動に不可欠な水道水を供給するライフライン事業者として、限られた財源を有効に活用した効率的な事業運営、健全経営に取り組む必要がある。

このような状況のもと、水道事業を持続可能な形で維持・運営していくためには、水道事業の役割や水道料金制度、現在の経営課題、そして今後の取組について、お客さまに対して分かりやすく伝え、理解と協力を得ることが重要かつ不可欠である。

そのため、パンフレットや動画、ホームページの特設サイトなど、各種広報コンテンツを活用し、水道事業の現状と今後の方向性について分かりやすく発信することを目的とする。

(2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(3) 事業規模（契約上限額）

金 25,361,000 円（消費税含む）

(4) 契約期間

契約締結日～令和9年3月31日（水）

(5) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、当局は契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

大阪市水道局契約規程に基づき、委託契約を締結する。契約内容は当局と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、当局が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、当局の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約保証金

契約保証金 免除

保証人 不要

(4) 契約書案

別紙「業務委託契約書（成果物型）」参照

(5) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 参加資格

次の事項をすべて満たす者とする。ただし、（1）・（2）については、いずれか一方に該当する者とする。

- （1） 令和7・8・9年度大阪市入札参加有資格者名簿（業務委託）に、大分類（04 映画等制作・広告・催事・印刷）中分類（01 映画・ビデオ等、02 広告代行または04 印刷・デザイン）で登録していること。
- （2） （1）に該当しない者については、公募開始時点において、引き続いて1年以上営業を行つており、かつ納税義務者にあっては、直近2箇年の消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税（土地・家屋、償却資産）を完納していること。
- （3） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
- （4） 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。

5 スケジュール（予定）

・公募開始	令和8年2月2日（月）
・質問受付締切	令和8年2月16日（月）
・質問回答	令和8年2月24日（火）
・参加申込関係書類の提出期限	令和8年3月3日（火）
・参加資格決定通知の送付	令和8年3月6日（金）
・企画提案書の提出期限	令和8年3月24日（火）
・プレゼンテーション審査	令和8年4月8日（水）
・選定結果通知	令和8年4月17日（金）

6 応募手続き等に関する事項

（1） 質問の受付

ア 受付

令和8年2月16日（月）までの土日祝を除く、午前9時30分～午後5時の間とする。締切り以降の質問については受け付けない。

イ 提出方法

質問書【様式1】により、「9 提出先・問合せ先」へ提出すること。（電子メールでも可。その場合、必ず受信確認の電話を入れること。）

ウ 回答

令和8年2月24日（火）に大阪市ホームページにて回答する。

（<https://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000026189.html>）

（2）参加申込手続き

企画競争方式（プロポーザル方式）に参加を希望する者（以下「申込者」という。）は、令和8年3月3日（火）までの土日祝を除く、午前9時30分～午後5時の間に次の書類を「9 提出先・問合せ先」に提出（郵送の場合は令和8年3月3日（火）午後5時 大阪市水道局総務部総務課（広報担当）必着）し、企画競争方式（プロポーザル方式）参加資格審査を受けなければならない。

ア 企画競争方式（プロポーザル方式）参加申込書兼誓約書【様式2】

イ 会社案内等の事業概要がわかるパンフレット等（様式自由）

ウ 印鑑証明書又は印鑑登録証明書（申請時点で発行から3か月以内のもの：原本）

エ 使用印鑑届【様式3】

オ 登記簿謄本又は登記事項全部証明書（その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約）（申請時点で発行から3か月以内のもの：写し可）

カ 直近1期分決算報告書（押印必要）

（財産目録、貸借対照表、損益計算書等の財務諸表及び事業報告書）

キ 税務署が発行する直近2箇年分の消費税及び地方消費税の納税証明書

（税務署の様式その3又はその3の3様式）

（申請時点で発行から3か月以内のもの：写し可）

ク 直近2箇年分の市町村民税並びに固定資産税の納税証明書

（申請時点で発行から3か月以内のもの：写し可）

ただし、営業が2年未満の者もしくは非課税で本証明書が提出できない場合には、その旨を記載した理由書（様式自由）を提出すること。

※ ウ～クは大阪市入札参加有資格者名簿に登録のある者については省略できる。

【様式2】に承認番号を記載すること。

（3）参加資格決定の通知

参加資格があると認められた申込者（以下「参加者」という。）に対しては、令和8年3月6日（金）付で電子メール（※電子メールができない場合は郵送）にて参加資格決定通知書を交付する。参加資格が認められなかった申込者に対しては、その理由を付した通知書を交付する。

（4）企画提案書の提出

ア 様式・枚数について

- ・A4判両面で8枚（16頁）以内とする。
- ・ページ番号を付すこと。
- ・図等の使用も可とする。

イ 仕様書の内容を踏まえ、以下の項目が記載された提案書を提出すること。

① 効果的なプロモーション戦略について

事業目的を達成するための各コンテンツの効果的な活用について、その狙いと有効性、活用戦略及び発信スケジュール等

② 広報コンテンツについて

A 考え方（各コンテンツ共通）

水道事業の役割や料金制度、経営課題、今後の取組について、お客さまに分かりやすく伝え、理解と協力を得ることを目的とした内容

B パンフレットの企画・作成・編集

・構成

・事業目的達成のために工夫する点（例　お客さまに分かりやすく伝え、理解と協力を得られる工夫など）

C 動画の企画・作成・編集

・構成・秒数・ねらい・見どころ

・事業目的達成のために工夫する点（例　お客さまに分かりやすく伝え、理解と協力を得られる工夫など）

D 特設ウェブサイトの企画・作成・編集

・構成・ねらい

・事業目的達成のために工夫する点（例　お客さまに分かりやすく伝え、理解と協力を得られる工夫など）

③ 実施体制

・本業務にかかる組織体制について記載すること。

・本業務と類似した実績があれば示すこと。

④ 経費内訳（事業経費と積算根拠）

・経費積算の内訳

ウ 提出部数

正本1部（記名・代表者印を押印）と副本7部

※副本については、申請団体の商号又は名称（略称含む）、同団体の所在地、電話番号及びFAX番号、代表者氏名（副代表や理事長、副理事長など当該団体の代表者たる立場を有する者の氏名を含む）をマスキングすること。

エ 受付期間

令和8年3月6日（金）から令和8年3月24日（火）までの土日祝を除く、午前9時30分～午後5時の間とする。

※郵送の場合は、令和8年3月24日（火）午後5時 大阪市水道局総務部総務課（広報担当）必着

才 提出場所

「9 提出先・問合せ先」まで持参又は郵送すること。

7 選定に関する事項

(1) 提案内容評価表

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

(配点設定)※選定委員会各委員の評価点は100点満点とし、配点は以下のとおり。

項目	審査内容		配点
活用戦略		各コンテンツの活用策や連動内容を含めた作成コンテンツの活用戦略について具体的に提案されており、現実的かつ効果的なものとなっているか。	15点
企画編集力	考え方 (コンセプト)	本事業の趣旨・目的、発信内容（水道事業の役割、料金制度、経営課題、今後の取組など）を十分理解しているか。 市民に分かりやすく伝えるための基本的な考え方（コンセプト）が明確に示されているか。	15点
	パンフレット	仕様書の内容を十分理解し、その内容を満たしたうえで、誰もが分かりやすい構成となっているか、利用者が理解しやすい工夫がされたコンテンツになっているか。また、基本的な考え方（コンセプト）と整合しているか。	20点
	動画	仕様書の内容を十分理解し、その内容を満たしたうえで、誰もが分かりやすい構成となっているか、利用者が理解しやすい工夫がされたコンテンツになっているか。また、基本的な考え方（コンセプト）と整合しているか。	20点
	特設ウェブサイト	仕様書の内容を十分理解し、その内容を満たしたうえで、誰もが分かりやすい構成となっているか、利用者が理解しやすい工夫がされたコンテンツになっているか。また、基本的な考え方（コンセプト）と整合しているか。	20点
実施体制		提案内容について、適切な業務を期限内に提供できる人材を確保した体制となっており、役割分担、責任の所在が具体的に示されているか。 過去に類似業務の実績があり、必要な実績・ノウハウを持っているか。	5点
積算の妥当性		提案内容に比べて提案金額の積算が妥当にされているか。	5点
計			100点

(2) 選定方法

企画提案の審査については、選定会議を開催し、提案内容評価表の項目についての意見を聴取の上、当局で受注予定者を決定する。審査は非公開とし、審査内容についての質問や異議は一切受け付けない。なお、公平性・透明性を確保し、専門的な観点から評価を行うため、学識経験等を有する外部の者（以下「選定会議メンバー」という。）で構成する。

ア 選定は、参加者から提出された書類及びプレゼンテーションに基づき、大阪市水道局内に設

置する選定会議にて行う。

イ プレゼンテーション審査については、参加者から提出された書類について口頭にて説明を行う。なお、資料の追加・変更は認めない。また、プロジェクト等での資料投影は不可とする。説明時間は1者あたり30分まで(うち説明約15分以内、質疑応答含む)とし、参加者は1者あたり3名以内とする。

ウ 開催日

令和8年4月8日（水）※実施時間等については、別途通知する。

エ 場所

大阪市水道局(大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビル ITM棟9階)

オ 選定会議メンバーは、上表「提案内容評価表」に基づいて採点を行う。

カ オによる採点結果の合計点が最も高い者を受注予定者とする。

キ 合計点が最も高い者が複数ある場合は、次の評価項目の順に点数を比較し、点数の最も高い事業者を受注予定者とする。それでもなお差がつかない場合は、くじ引きにより決定する。

①「企画・編集力」の合計点（各委員の合計点）

②「活用戦略」の合計点（各委員の合計点）

ク 採用基準点を平均60点とし、この点数に満たない場合は採用しない。

(3) 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

ア 提出書類に虚偽の記載があった場合

イ 募集要項に違反した場合

ウ 見積金額が契約上限額を上回った場合

エ 募集開始日から契約締結までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに全ての参加者に書面により通知し、また、本市ホームページに掲載する。

8 その他

(1) 申込書類、企画提案書の作成や提出等、当企画競争方式（プロポーザル方式）にかかる費用は、応募する者の負担とする。

(2) 採用された企画提案書は、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。

(3) すべての提出物は返却しない。

(4) 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に参加者に無断で使用しない。（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く。）

(5) 参加申込書、企画提案書等について、提出期限後の提出、差し替え等は認めない。（ただし、本市が補正等を求める場合を除く。）

(6) 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力

団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の企画競争方式（プロポーザル方式）参加は無効とする。

(7) 本委託業務の履行にあたっては、契約内容を遵守し、提案内容については本市と調整した上で、誠実に履行すること。

(8) 企画案の一部変更及び不採用を決定することがある。

9 提出先・問合せ先

- ・担当課：大阪市水道局総務部総務課
- ・住所：〒559-8558 大阪市住之江区南港北2－1－10 ATCビル ITM棟9階
- ・電話番号：06-6616-5404
- ・電子メールアドレス：syomu@suido.city.osaka.lg.jp
- ・受付時間：土日、祝日を除く午前9時30分から午後5時までとする。